相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市手稲区手稲本町二条五丁目七番、最後の住所札幌市手稲区手稲本町二条五丁目七番八号　被相続人　亡　原田　週三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十一日

札幌市中央区南一条西一一丁目コンチネンタルビル六階　弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福田　惇紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市川口一丁目三番、最後の住所埼玉県川口市川口一丁目三番一六―四〇三号タウンヒルズ川口寿公園

被相続人　亡　深田　治美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一〇―三　イチカワビルＶ四階　みゆき法律事務所

相続財産管理人　山本　美雪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市箭弓町一丁目五二〇七番地、最後の住所埼玉県比企郡吉見町大字北吉見一一六五番地　被相続人　亡　大野　保夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十一日

埼玉県熊谷市筑波一丁目五六―一　ワンチスクエアビル一階　竹中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　竹中　宏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市湊町一丁目二四五七番地、最後の住所千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷三丁目一二番五九号　被相続人　亡　齋藤　篤実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十一日

事務所千葉県松戸市本町二五―四　第二石井ビル三〇二　みぎわ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石田　真理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市実籾一丁目一〇七〇番地五、最後の住所千葉県佐倉市王子台一丁目一二番地二　ハイツＭＩＺＵＹＯⅡ一〇三号

被相続人　亡　渋谷　卓見

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十一日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス

相続財産管理人　弁護士　濟木　昭宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都調布市菊野台一丁目五四番地一、最後の住所神奈川県藤沢市本町一丁目五番八号　被相続人　亡　片桐　利一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十一日

横浜市中区不老町二―一一―一〇　Ｌ．Ｓビルディング二階　相続財産管理人　弁護士　徳田　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県見附市上新田町一三番、最後の住所新潟県見附市上新田町一三番四七号

被相続人　亡　島峰　達哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十一日

事務所新潟県長岡市幸町一丁目一番一〇号　幸町ビル二階　相続財産管理人　弁護士　髙橋　信行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市飯田三丁目二八〇五番地、最後の住所山梨県甲府市羽黒町一六五七番地五奥湯村指定介護老人福祉施設

被相続人　亡　荊澤　正行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十一日

山梨県甲府市相生二丁目三番一九号ナトリビル二階ビイヘッドクラス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　反田　一富

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区旭三丁目九番地一、最後の住所大阪市西成区鶴見橋二丁目一二番二三号アジールコート四〇八

被相続人　亡　前田三由紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十一日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階　相続財産管理人　坂川　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市土生町一四六四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山中　良輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十一日

大阪市北区西天満四丁目一番二〇号ＬＥＥＰＬＡＺＡ三〇二号室　相続財産管理人　末井　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉佐野市中庄一〇八一番地九五、最後の住所大阪府泉佐野市中庄一〇八一番地の九五　被相続人　亡　中村　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十一日

大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル七階　相続財産管理人　弁護士　山下　良策

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南市鳴滝一丁目二八番地一、最後の住所大阪府岸和田市三ケ山町二一四番地の四　被相続人　亡　河西　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十一日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階　相続財産管理人　弁護士　小林　邦子

第９期決算公告

平成27年10月23日

東京都港区東新橋一丁目５番２号

全日空商事ヴィーナスリーシング株式会社

代表取締役　長田　英人

貸借対照表の要旨（平成27年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,512
	固定資産	114,499
	合計	129,012
負債及び純資産の部	流動負債	67,003
	固定負債	60,007
	資本金	2,001
	利益剰余金	3,000
		△998
	その他利益剰余金	△998
	（うち当期純損失）	(70)
	合計	129,012